

## 令和5年第2回伊賀市教育委員会 議事日程

令和5年2月22日 10:00～  
伊賀市役所 2階 会議室203

・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和5年第1回伊賀市教育委員会定例会議事録の確認について

日程第3 議案第2号 令和4年度一般会計補正予算教育費関係について

議案第3号 令和5年度一般会計予算教育費関係について

日程第4 議案第4号 令和5年度伊賀市教育委員会の教育方針の策定について

議案第5号 伊賀市教育委員会公印規則の一部改正について

日程第5 議案第6号 伊賀市立小中学校事務の共同実施に関する規程の一部改正について

議案第7号 伊賀市自校式学校給食用物資納入事業者の登録に関する要領の制定について

日程第6 議案第8号 教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正について

議案第9号 市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画検討委員会設置要綱の一部改正について

日程第7 議案第10号 伊賀市給食センター学校給食用物資納入事業者の登録に関する要領の制定について

日程第8 議案第11号 伊賀市給食センター設置条例の一部改正について

議案第12号 事業契約の変更について

日程第9 報告説明事項

- ① 公共施設等の利活用に関する民間提案制度提案事業審査結果について
- ② 寄附について
- ③ 令和5年成人式について
- ④ 伊賀市文化財保存活用地域計画（最終案）について
- ⑤ その他

議案第 2 号

令和 4 年度一般会計補正予算（第 11 号）教育費関係について

令和 4 年度一般会計補正予算（第 11 号）教育費関係について下記のとおり検討を求める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

予算の内容 別紙のとおり【詳細資料省略】

議案第3号

令和5年度一般会計予算教育費関係について

令和5年度一般会計予算教育費関係について下記のとおり検討を求める。

令和5年2月22日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

予算の内容 別紙のとおり【詳細資料省略】

## 議案第4号

### 令和5年度伊賀市教育委員会の教育方針の策定について

令和5年度伊賀市教育委員会の教育方針の策定について、下記のとおり検討を求める。

令和5年2月22日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

### 記

#### 1 提案理由

教育理念及び教育大綱の基本方針に則り、令和5年度伊賀市教育委員会の教育方針を策定する。

#### 2 提案内容

別紙のとおり【詳細資料省略】

## 議案第 5 号

### 伊賀市教育委員会公印規則の一部改正について

伊賀市教育委員会公印規則（平成 16 年教育委員会規則第 8 号）の一部を改正する規則について、下記のとおり検討を求める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

#### 記

- 1 改正理由 校区再編計画に基づき、依那古小学校、神戸小学校及び休校中の比自岐小学校を統合し上野南小学校とすること及び伊賀市教育委員会の組織の変更等に伴い、所要の改正を行おうとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日

伊賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

伊賀市教育委員会公印規則（平成16年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表（第1条関係）中依那古小学校印1号の項から神戸小学校長印の項までを次のように改める。

上野南小学校印1号	伊賀市立上野南小学校印	てん書	方26.0	伊賀市立上野南小学校名をもってする一般文書	上野南小学校
上野南小学校印2号	三重県伊賀市立上野南小学校印	てん書	方45.0	卒業証書	上野南小学校
上野南小学校長印	伊賀市立上野南小学校長印	てん書	方21.0	伊賀市立上野南小学校長名をもってする一般文書、卒業証書	上野南小学校

別表（第1条関係）中上野公民館印の項から青山公民館長印の項まで及び阿山給食センター所長印の項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第6号

伊賀市立小中学校事務の共同実施に関する規程の一部改正について

伊賀市立小中学校事務の共同実施に関する規程の一部改正について下記のとおり検討を求める。

令和5年2月22日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

### 記

1 改正理由

依那古小学校及び神戸小学校、比自岐小学校が統合され閉校し、上野南小学校が開校されることに伴い、所要の改正を行おうとする。

2 改正内容 別紙のとおり

3 施行期日 令和5年4月1日

伊賀市立小中学校事務の共同実施に関する規程の一部を改正する訓令  
伊賀市立小中学校事務の共同実施に関する規程（平成18年伊賀市教育委員  
会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表1を次のように改める。

別表1（第3条関係）学校ブロック

	学校名
Aブロック	阿山中学校 阿山小学校 緑ヶ丘中学校 上野東小学校 友生小学校 大山田中学校 大山田小学校 島ヶ原中学校 島ヶ原小学校
Bブロック	崇広中学校 上野西小学校 久米小学校 上野北小学校 柘植中学校 柘植小学校 霊峰中学校 西柘植小学校 壬生野小学校
Cブロック	上野南中学校 上野南小学校 成和東小学校 成和西小学校 青山中学校 青山小学校 城東中学校 府中小学校 中瀬小学校 三訪小学校

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第7号

### 伊賀市自校式学校給食用物資納入事業者の登録に関する要領の制定について

下記のとおり伊賀市自校式学校給食用物資納入事業者の登録に関する要領の制定を求める。

令和5年2月22日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

#### 記

- 1 制定理由 自校式学校給食のために市が発注する学校給食用物資の納入に関して、安全安心な学校給食の提供を行うため、物資の品質、安定的な供給を確保する必要があることから、物資を納入する事業者の登録に関し、必要な事項を定めた要領を制定しようとする。
- 2 制定内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和5年2月22日

## 伊賀市自校式学校給食用物資納入事業者の登録に関する要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、伊賀市自校式学校給食校が発注する学校給食用物資（以下「物資」という。）の納入に関して、安全安心な学校給食の提供を行うため物資の品質、安定的な供給を確保する必要があることから、伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第29号）、その他に定めのある場合を除き、物資を納入する事業者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。  
(登録の申請)

**第2条** この要領に基づいて、物資の納入事業者として登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本市が別に定める申請方法等により、次に掲げる書類を提出して、申請するものとする。

(1) 伊賀市自校式学校給食用物資納入事業者登録申請書

営業内容（第1号様式）

納入希望品目表（第2号様式）

(2) その他教育長が求める書類

(登録要件)

**第3条** 申請者及び登録を受けている者（以下「登録者」という。）は、学校給食の重要性を認識し、物資の品質・規格・衛生管理等に留意して納品できる者であって、かつ次の各号の要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 伊賀市入札参加資格者名簿において、次の分野で登録があること。

食料品 中分類「1701 食料品」 品目「給食用食材」

日用品 中分類「0401 日用品・荒物・包装材料」 品目「その他」

消防・防犯 中分類「1601 消防・防災用品」 品目「非常食」

ただし、事業者所在地は、伊賀地域の外、物資により伊賀地域の近辺に店舗、支店、営業所、配送センターなどがある事業者も対象とする。

(2) 営業許可を必要とするものは、その許可を有する者であること。

(3) 納税義務を履行していること。

(4) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第10条各号の競争参加資格の欠格事由及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4 第1項各号に該当しない

こと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

(5) 本市が求める学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力等を有し、指定した期日及び時刻に指定の納入場所に物資を納入できる食品専用車両を有していること。

(6) 商品検収で不良品があった場合は、速やかに無償で交換等を行うなど不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。

(7) 物資の仕入れルートが明確であり、成分表、配合表、製造工程、原材料産地、加工年月日等が分かる書類、製造及び販売業者名称と所在地が分かる書類等の提供ができること。

(8) 本市が実施する立ち入り調査に速やかに応じること。

(登録の決定)

**第4条** 教育長は、第2条の規定により登録の申請があった場合は、提出書類の内容を審査し妥当と認めるときは、伊賀市自校式学校給食用物資納入事業者名簿（以下「納入事業者名簿」という。）に登録するものとする。

2 審査の結果については、申請者に対し、書面により通知を行うものとする。

(登録の有効期間)

**第5条** 納入事業者名簿への登録有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの会計年度とする。ただし、年度途中で登録申請があった場合は、登録日から当該年度の末日までとする。

(登録内容の変更)

**第6条** 登録者は、申請の内容に変更が生じたときは、伊賀市自校式学校給食用物資納入事業者登録変更届（第3号様式）に必要書類を添付し、速やかに教育長に提出するものとする。

(登録の廃止)

**第7条** 登録者が、登録の廃止を希望するときは、伊賀市自校式学校給食用物資納入事業者登録廃止届（第4号様式）を速やかに教育長に提出するものとする。

2 教育長は、登録者が第3条に定める登録要件を満たさなくなった場合は登録を廃止することができるものとする。

(その他)

**第8条** この要領に定めるもののほか、必要な事項については教育長が別に定める。

**附 則**

この要領は、令和5年2月22日から施行し、令和5年度分の伊賀市自校式学校給食用物資の納入から適用する。

## 議案第 8 号

### 教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正について

教育委員会関係補助金等交付要綱（平成 16 年教育委員会告示第 16 号）の一部改正について、下記の通り検討を求める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

### 記

- 1 改正理由 令和 4 年 11 月 30 日に、山畑の「勝手神社の神事踊」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを受けて、令和 5 年度より勝手神社神事踊保存会に対して補助執行を実施していくため、教育委員会関係補助金等交付要綱別表 4 文化財課 1 の項中を改正しようとするものである。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日

教育委員会関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育委員会関係補助金等交付要綱（平成 16 年伊賀市告示第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 21 条ただし書の規定により財産処分について制限をする」を「第 22 条ただし書に規定する市長が定める」に、「の規定により財産処分を制限する機械及び重要な器具」を「に規定する市長が指定するもの」に改める。

別表 4 文化財課 1 の項中「という。）」の次に「又は「勝手神社の神事踊」（以下「神事踊」という。）」を加え、「ダンジリ行事の」を「ダンジリ行事又は神事踊の」に、「250 万円」を「ダンジリ行事は 250 万円を、神事踊は 50 万円」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第9号

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱の一部改正について

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱の一部を改正する告示について下記のとおり検討を求める。

令和5年2月22日提出

伊賀市教育委員会 教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画にかかり指導・助言を得たく委員の任期の見直しを行うため。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和5年4月1日

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱の  
一部を改正する告示

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱（令和  
元年 9 月 25 日教育委員会告示第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

附則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 10 号

### 伊賀市給食センター学校給食用物資納入事業者の登録に関する要領の 制定について

下記のとおり伊賀市給食センター学校給食用物資納入事業者の登録に関する  
要領の制定を求める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

#### 記

- 1 制定理由 伊賀市給食センターが発注する学校給食用物資の納入に関して、安全安心な学校給食の提供を行うため、物資の品質、安定的な供給を確保する必要があることから、物資を納入する事業者の登録に関し、必要な事項を定めた要領を制定しようとする。
- 2 制定内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 5 年 2 月 22 日

## 伊賀市給食センター学校給食用物資納入事業者の登録に関する要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、伊賀市給食センターが発注する学校給食用物資（以下「物資」という。）の納入に関して、安全安心な学校給食の提供を行うため物資の品質、安定的な供給を確保する必要があることから、伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第29号）、その他に定めのある場合を除き、物資を納入する事業者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

**第2条** この要領に基づいて、物資の納入事業者として登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本市が別に定める申請方法等により、次に掲げる書類を提出して、申請するものとする。

(1) 伊賀市給食センター学校給食用物資納入事業者登録申請書

営業内容（第1号様式）

納入希望品目表（第2号様式）

(2) その他教育長が求める書類

(登録要件)

**第3条** 申請者及び登録を受けている者（以下「登録者」という。）は、学校給食の重要性を認識し、物資の品質・規格・衛生管理等に留意して納品できる者であって、かつ次の各号の要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 伊賀市入札参加資格者名簿において、次の分野で登録があること。

食料品 中分類「1701 食料品」 品目「給食用食材」

日用品 中分類「0401 日用品・荒物・包装材料」 品目「その他」

消防・防犯 中分類「1601 消防・防災用品」 品目「非常食」

ただし、事業者所在地は、伊賀地域の外、物資により伊賀地域の近辺に店舗、支店、営業所、配送センターなどがある事業者も対象とする。

(2) 営業許可を必要とするものは、その許可を有する者であること。

(3) 納税義務を履行していること。

(4) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第10条各号の競争参加資格の欠格事由及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4 第1項各号に該当しない

こと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

(5) 本市が求める学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力等を有し、指定した期日及び時刻に指定の納入場所に物資を納入できる食品専用車両を有していること。

(6) 商品検収で不良品があった場合は、速やかに無償で交換等を行うなど不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。

(7) 物資の仕入れルートが明確であり、成分表、配合表、製造工程、原材料産地、加工年月日等が分かる書類、製造及び販売業者名称と所在地が分かる書類等の提供ができること。

(8) 本市が実施する立ち入り調査に速やかに応じること。

(登録の決定)

**第4条** 教育長は、第2条の規定により登録の申請があった場合は、提出書類の内容を審査し、妥当と認めるときは、伊賀市給食センター学校給食用物資納入事業者名簿（以下「納入事業者名簿」という。）に登録するものとする。

2 審査の結果については、申請者に対し、書面により通知を行うものとする。

(登録の有効期間)

**第5条** 納入事業者名簿への登録有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの会計年度とする。ただし、年度途中で登録申請があった場合は、登録日から当該年度の末日までとする。

(登録内容の変更)

**第6条** 登録者は、申請の内容に変更が生じたときは、伊賀市給食センター学校給食用物資納入事業者登録変更届（第3号様式）に必要書類を添付し、速やかに教育長に提出するものとする。

(登録の廃止)

**第7条** 登録者が、登録の廃止を希望するときは、伊賀市給食センター学校給食用物資納入事業者登録廃止届（第4号様式）を速やかに教育長に提出するものとする。

2 教育長は、登録者が第3条に定める登録要件を満たさなくなった場合は登録を廃止することができるものとする。

(その他)

**第8条** この要領に定めるもののほか、必要な事項については教育長が別に定める。

**附 則**

この要領は、令和 年 月 日から施行し、令和5年度分の伊賀市給食センター学校給食用物資の納入から適用する。

議案第 11 号

伊賀市給食センター設置条例の一部改正について

伊賀市給食センター設置条例の一部を改正する条例について、下記のとおり検討を求める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 改正理由

学校給食の安定的継続的な運営のため、令和 5 年 4 月に大山田給食センターを廃止し、業務をいがっこ給食センター元気へ統合しようとする。

2 改正内容 別紙のとおり

3 その他 令和 5 年 2 月 24 日開会の伊賀市議会へ上程予定

資料（市議会議案）

議案第 41 号

伊賀市給食センター設置条例の一部改正について

伊賀市給食センター設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市給食センター設置条例の一部を改正する条例

伊賀市給食センター設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 238 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大山田給食センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 12 号

### 事業契約の変更について

伊賀市小学校給食センター整備運営事業契約を変更することについて、下記のとおり検討を求める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

### 記

#### 1 変更理由

要求水準書において、令和 9 年度から配送校に加えることとしていた大山田小学校を大山田給食センターの老朽化が著しいことから令和 5 年度に前倒しして配送校に加え、また、大山田小学校分の食数増加に対応するための除害施設改修工事を実施するため。

#### 2 変更内容 別紙のとおり

#### 3 その他 令和 5 年 2 月 24 日開会の伊賀市議会へ上程予定

議案第 51 号

事業契約の変更について

次のとおり事業契約を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

- 1 契約の目的 伊賀市小学校給食センター整備運営事業
- 2 契約金額 変更後 4, 325, 417, 684円  
変更前 4, 309, 203, 065円
- 3 契約の相手方 伊賀市緑ヶ丘南町 2332 番地  
株式会社伊賀学校給食サービス  
代表取締役 下菌 邦宏

## 契約変更に関する調書

契 約 の 名 称	伊賀市小学校給食センター整備運営事業事業契約	
契 約 の 相 手 方	伊賀市緑ヶ丘南町 2332 番地 株式会社伊賀学校給食サービス 代表取締役 下園 邦宏	
契 約 金 額	当 初	変 更 後
	4,309,203,065 円	4,325,417,684 円
当 初 契 約 年 月 日	平成 30 年 6 月 25 日	
変 更 契 約 年 月 日	令和 5 年 2 月 8 日	
事 業 期 間	平成 30 年 6 月 25 日から令和 17 年 3 月 31 日まで	
変 更 理 由	<p>要求水準書において、令和 9 年度から配送校に加えることとしていた大山田小学校を大山田給食センターの老朽化が著しいことから令和 5 年度に前倒しして配送校に加え、また、大山田小学校分の食数増加に対応するための除外施設改修工事を実施するため。</p>	

## 令和5年第2回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2023年(令和5年)2月22日(水曜日) 10時
2. 開催場所 : 伊賀市役所 2階 会議室203
3. 出席者 : 谷口教育長、内藤委員、谷本委員、中委員、野口委員、滝川事務局長、東社会教育推進監(生涯学習課長兼中央公民館長)、川北教育総務課長、中釜学校施設室長、茶本学校教育課長、笠井文化財課長、小林上野図書館長、大岡いがっこ給食センター夢所長、奥井いがっこ給食センター元気所長(兼大山田給食センター所長)
4. 傍聴人 : 1人
5. 協議事項 : (議案第2号) 令和4年度一般会計補正予算教育費関係について  
(議案第3号) 令和5年度一般会計予算教育費関係について  
(議案第4号) 令和5年度伊賀市教育委員会の教育方針の策定について  
(議案第5号) 伊賀市教育委員会公印規則の一部改正について  
(議案第6号) 伊賀市立小中学校事務の共同実施に関する規程の一部改正について  
(議案第7号) 伊賀市自校式学校給食用物資納入事業者の登録に関する要領の制定について  
(議案第8号) 教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正について  
(議案第9号) 市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画検討委員会設置要綱の一部改正について  
(議案第10号) 伊賀市給食センター学校給食用物資納入事業者の登録に関する要領の制定について  
(議案第11号) 伊賀市給食センター設置条例の一部改正について  
(議案第12号) 事業契約の変更について
6. 報告説明事項 : ①公共施設等の利活用に関する民間提案制度提案事業審査結果について  
②寄附について  
③令和5年成人式について  
④伊賀市文化財保存活用地域計画(最終案)について  
⑤その他

閉会： 12時12分 署名委員 中委員

教育長 寒い日が続きますが、お集まりいただきましてありがとうございます。年が明けたと思ったら、もう2月も終わりで卒業式を迎える時期となりました。学校の評価でも大変お世話になりありがとうございました。3月は行事が大変多く忙しくなりますが、取り組んでまいりたいと思います。

ただいまから令和5年第2回伊賀市教育委員会定例会を始めさせていただきます。委員全員が出席しており会議は成立しております。

本日の議事日程は大変多くなっておりますが、お手元に配付のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議なしと認めます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指定 中委員

教育長 日程第2 令和5年第1回伊賀市教育委員会議事録の確認についてありますが、事前にご覧いただいております議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、ご発言ください。

(なしの声)

教育長 それでは、議事録につきましては、このように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教育長 議事録は、このとおりにすることといたします。

教育長 それでは、協議事項に入ります。

日程第3 議案第2号 令和4年度一般会計補正予算教育費関係についてを議題といたします。

本議案につきまして、教育総務課長より順次説明をお願いします。

(教育総務課長から説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

教育長 光熱費が大変値上がりしているので、補正は光熱費がほとんどです。それ以外は精査によって減額補正をするなどです。

教育長 ご質疑ございませんか。

委員 感染症対策補助金に関する補正については、コロナ対策ということで聞いていますが、これまでと違って、感染対策に使うというよりは、休校措置などがあつたときに対応する予算ということであれば、全校に分配するというものではなくということなののでしょうか。

教育総務課長 予算の半分までは児童数・生徒数で決められた金額を配当するのですが、残りの半分は、感染者や濃厚接触者が発生したときに緊急的に対応するために留保しておくようになっています。ただ、今後5類になるとクラスターというような考え方がなくなっていく中では、どのようなときにその補助金を活用すればいいかということは明確ではなく、最終的には全額使えるようになるのかと思っておりますが、一旦は半分の額を配当します。

委員 お金のことから外れるかもしれませんが、日常的な清掃・消毒作業というのは、今後は現場ではなくなっていくのですか。

教育総務課長 文科省の考え方と実際の学校運営とが完全に合致しているわけではないのかもしれませんが、感染対策の予算としては、3,000万ほどがつくことになり、今後も消毒液は必要であったり、換気が必要であったりはしていくので、そのようなことに使っていくことになります。

委員 備品には使えないのですか。

教育総務課長 備品にも消耗品にも使えます。これからの動向については、今後の詳細な通知を見ていくことになります。

委員 例えは空調設備を入れるときに換気のできる設備にするというようなことはできるのですか。

教育総務課長 現状でもサーキュレーターを買ったり、網戸を付けたりはしていますが、今後どのようにしていくかは示されていません。

教育長 学校教育課にも、マスクや感染対策を来年度どのようにしていくかという通知などは来ていませんね。4月1日までには示されるかと思います。他にご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第2号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。よって、議案第2号は、承認されましたので市議会議案とさせていただきます。

教育長 議案第3号 令和5年度一般会計予算教育費関係についてを議題といたします。

本議案につきまして、教育総務課長より順に説明をお願いします。

(教育総務課長から説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 LED化は、全体ではどれくらい進んでいますか。

学校施設室長　　まだまだ足りませんが、来年度は民間提案制度による学校施設の LED 化など照明の計画があり、整備するかどうかを調整していかなくてははいけないと考えています。現在 10 数校の LED 化がまだできていません。1 校当たり 1,500 万ほどかかります。

委員　　LED 化に向けてこれだけの高額になるというのはなぜですか。今は電球を変えるだけで LED にできるということで、私の会社なども低コストですみましたが。

学校施設室長　　高所にある電球なので足場を組まなければならない、その費用がかさみます。1 球あたり 15 万から 20 万弱です。また、器具代で 500～600 万程度必要です。

委員　　就学援助の対象を、生活保護の 1.2 倍から 1.3 倍に変更するということが、1.2 倍の援助できている率というのはどのくらいですか。

学校教育課長　　今数字を持っておりませんが、1.2 倍までということで申請をされた方へはすべて援助をさせていただいています。

委員　　では今回 1.3 倍にまで拡大するということが、予算的に余裕があるからということですか。

学校教育課長　　実は今の 1.2 倍というのが県下では低い方で、枠を広げて 1.3 倍の方まで申し込めるようにと拡大をしました。1.2 倍のときに申し込んだものの、1.2 倍を超えていて該当しなかった方は把握していますが、1.3 倍としたときにどれくらいの方が該当するかは把握しきれっていません。すべての家庭の所得を調べなくてははいけなくなるので、本来ならば 1.4 とか上げていきたいところですが、来年度に関しては 1.3 として様子を見るために、この予算を計上させていただきました。

委員　　周知の方法はどのようにしていますか。

学校教育課長　　入学前の説明会で保護者の方に周知をしたり、入学してから各ご家庭に向けて文書を出させていただいています。

教育長　　教育の予算を充実させるということで、給食無償化など、新聞などにも出

ていますが、無償化だけで教育費は約6億円増えています。

(なしの声)

教育長                   ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第3号に対し、原  
案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第3号は、承認されましたので市議会議案とさせていただきます。

教育長                   日程第4 議案第4号 令和5年度伊賀市教育委員会の教育方針の策  
定についてを議題といたします。  
本議案につきまして、教育総務課長より説明をお願いします。

(教育総務課長、説明)

教育長                   ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員                   給食センターの努力目標のところ、無償化にはこのような利点があ  
るということを書いてもいいのではないかと思います、どうでしょう  
か。

教育総務課長           9ページですね。給食センターの努力目標として、最後に食育のことが  
書かれていますが、ここに無償化と食育をつなげるような文言があつて  
もいいのではないかとということですね。

委員                   なぜ無償化かということがわかるようになっていけばいいなと思います。

委員 7ページの努力目標ですが、先日来お話を聞かせていただいている、中堅どころの教員が不足している分については教育支援の方が招聘されて補っているということですが、木村アドバイザーひとりでは大変で、教職員を育成することが急務なのではないかと思いますが、この教職員の研究研修制度に反映されないのでしょうか。

学校教育課長 今、学力向上アドバイザーとして木村アドバイザーにお願いしておりますが、予算は違うところから出ており、これは教育研究センターの講座などにあたります。委員さんがおっしゃることについては、大変重要なことなので記述を加えられたらと思います。

委員 予算の問題ですか。

学校教育課長 実は木村先生には大変低い予算でお願いをしており、講師などで任用するとずっと高額になります。実際は、再任用制度なども含めて学校で65歳までしていただいて、そのあと低い報償費でアドバイザーとして半ばボランティアのような形で活躍いただいております。報償費のわりに、していただいていることは高度な指導をしていただいていますので、人材の確保が難しいです。そのような知見や技術を持った方は市内にもいらっしゃいますが、講師や再任用を希望する人に対してはお願いするのも難しいのが現状です。

委員 講師や再任用でいらっしゃる方が、アドバイザーのようなことをできない括りがあるならそれを変更していただいて、各校にひとりいらっしゃるなどというような改善が必要ではないでしょうか。

学校教育課長 他市では退職校長が木村アドバイザーがしているようなお仕事をしているということも聞かせてもらっています。能力のある方を雇用できる改善が必要だと思います。

教育長 私からも補足をさせていただいていいでしょうか。木村アドバイザーのような方を増やさなくてはいけないのは確かです。ただ、適任者がいるかどうかという問題がひとつ。さらに、県と市の給与があまりにも違いすぎて、県の再任用、県の講師と、市の任期付きの職員では違いがあり、年金が65歳まで受給できない現状では市で補えるかという点と皆生活があり

ますから難しくなってしまう。では多くすればということですが、市の基準では低くなる。苦肉の策として、木村先生のような方がいてくれることと、教研センターには岩崎元校長先生がいらっしゃって、岩崎先生に学校を回っていただいています。校長の相談にも乗っていただき、教員も見てください。岩崎先生から我々に連絡があれば指導主事を派遣して補っています。そういう人を置かなくてはいけないのは確かで、木村先生も高齢なので、後継者も探していかなくてはなりません。

教育長 他にいかがでしょうか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第4号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第4号は、承認されました。

教育長 議案第5号 伊賀市教育委員会公印規則の一部改正についてを議題といたします。

本議案につきまして、教育総務課長より説明をお願いします。

(教育総務課長、説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第5号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第5号は、承認されました。

教育長                   日程第5 議案第6号 伊賀市立小中学校事務の共同実施に関する規程の一部改正についてを議題といたします。  
本議案につきまして、学校教育課長より説明をお願いします。

(学校教育課長、説明)

教育長                   ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第6号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第6号は、承認されました。

教育長 議案第7号 伊賀市自校式学校給食用物資納入事業者の登録に関する要領の制定についてを議題といたします。

本議案につきまして、学校教育課長より説明をお願いします。

(学校教育課長、説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第7号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第7号は、承認されました。

教育長 日程第6 議案第8号 教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正についてを議題といたします。

本議案につきまして、文化財課長より説明をお願いします。

(文化財課長、説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第8号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第8号は、承認されました。

教育長                   議案第9号 市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画検討委員会設置要綱の一部改正についてを議題といたします。  
本議案につきまして、文化財課長より説明をお願いします。

(文化財課長、説明)

教育長                   ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第9号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第9号は、承認されました。

教育長                   日程第7 議案第10号 伊賀市給食センター学校給食用物資納入事業者の登録に関する要領の制定についてを議題といたします。  
本議案につきまして、給食センターいがっこ夢所長より説明をお願い

します。

(給食センターいがっこ夢所長、説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 10 号に対し、  
原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第 10 号は、承認されました。

教育長 日程第 8 議案第 11 号 伊賀市給食センター設置条例の一部改正につ  
いてを議題といたします。

本議案につきまして、給食センターいがっこ元気所長より説明をお願い  
いたします。

(給食センターいがっこ元気所長、説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 11 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第 11 号は、承認されました。これは条例ですので、市議会の方へ議案として上程させていただきます。

教育長                   議案第 12 号 事業契約の変更についてを議題といたします。  
本議案につきまして、給食センターいがっこ元気所長より説明をお願いします。

(給食センターいがっこ元気所長、説明)

教育長                   ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 12 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第 12 号は、承認されました。これも 3 月議会に提出させていただきます。

教育長                    それでは、日程第9 報告説明事項に移ります。  
                              事項①番 公共施設等の利活用に関する民間提案制度提案事業審査結果について

教育長                    事項②番 寄附について

教育長                    事項③番 令和5年成人式について

教育長                    事項④番 伊賀市文化財保存活用地域計画（最終案）について

教育長                    事項⑤番 その他の項ですが、何かございませんか。

委員                      小学生もタブレットを使っていますが、ランドセルに入れて持つていくのは重いと思います。ランドセルでなく軽いリュックのようなものにしてはどうですか。タブレットがとても重いので、かばんは軽いものにしてはどうかと思います。

学校教育課長            ランドセルについては、ランドセルでなければいけないとしている学校はあまりありません。社会通念としてランドセルとなっていますが、学校では必ずということではありません。高学年では体格が大きくなってきてかわりのカバンでとしている場合もあります。荷物が重いということに関しては、いわゆる置き勉、学校に置いておけるものは置いておいてもいいのではないかという議論があり、小さなお子さんについては置いておいてもかまいませんよとなっている。タブレットについては、1年生の保護者からは重いという意見もあり、毎日ではなく、必要なときに持つて帰るといようにしている。委員さんのご意見も受け、ランドセルだけでなく、お子さんやご家庭の事情によって認めていくように学校の方へも要請はできるかと思います。

教育長                    学校にも伝えるようにしてください

委員                      国からはマスクは3月13日からは外してもよいとの方針があったが、卒業式のマスクはどうするのか。

教育長                    マスクは外してもいいので、舞台上（人と距離のある状態で）挨拶するときは外してもらってもよく、来賓は、挨拶以外ではマスクをしてもらう

ことになっています。

連絡：次回・次々回教育委員会等の開催について

教育長

それでは、これをもちまして、第2回定例会は閉会といたします。  
議事協力どうもありがとうございました。

12時 12分 終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員